

## E Uの規制改革に関する日本側（補足）提案及びコメント

目 次	
（分野）	（ページ）
1．滞在・労働許可.....	1
2．運転免許.....	3
3．商法・商慣行・競争.....	4
4．基準・認証.....	6
5．観光.....	8
6．海運・造船.....	11
7．金融サービス.....	12
8．自動車.....	14
9．雇用.....	15
10．貿易・関税.....	20
11．情報・知的所有権.....	22
12．医薬品.....	23
13．電気通信.....	25
14．建設.....	29
（注）税制 .....	30

注1：本補足要望リストは、昨年10月に我が方より提出した日本側要望リストに基づき、昨年10月以降の進展を踏まえた修正及び新たに寄せられた要望等を追加した上で取りまとめたものであり、本年10月23日の東京会合において既に提出済みの優先要望リスト（16分野45項目）と併せて我が方要望の全体をなすものである。本補足要望リストは、14分野63項目であり、その内、新規要望は19項目である。

なお、新たな追加要望項目については、 印を付した。

注2：なお、本要望リストに掲載した要望のうち税制に関わるものについては、EU域内のビジネス環境整備の観点から、特に我が国民間企業より指摘のあった事項を紹介している。

## 1 . 滞在・労働許可

### ( 1 ) 葡における滞在・労働査証取得等の改善

葡においては、滞在・労働査証及び許可の発行・更新に関する行政手続の改善の兆しがみられず、例えば、滞在許可証の発行に半年以上要している。また、労働査証に関しては葡の失業者対策のため労働査証発行の申請が行えず、業務に著しい支障をきたしている事例がある。本年 8 月の葡側回答によれば、現在のところ遅延なく査証発給が行われているとしているが、本年 10 月に調査したところ、本年 2 月に労働査証を申請しても交付を受けていないケース、本年 8 月に労働査証及び家族査証を申請しても交付を受けていないケース等が存在している。これらの迅速化を中心とした改善を引き続き要望する。

### ( 2 ) 墺における労働査証

現在、労働ビザの申請から受領まで最低 1 年はかかるので、日系企業における人事異動の際、迅速に対応できない。従って右期間の短縮を要望する。また、滞在許可証発給の迅速化及び現在最長 1 年の有効期限を 2 ～ 3 年に拡張することを引き続き要望する。

### ( 3 ) ルクセンブルグにおける労働査証等

( a ) 労働査証取得に非常に時間がかかること、また、近年必要書類が頻繁に変更されておりその延長手続きの煩雑さは依然解消されていない。本年 8 月の EU 側回答にはルクセンブルグからの回答はなく、査証制度が改善されるよう引き続き要望する。

( b ) 住民登録に時間がかかっており、自動車等の購入に支障が出ていることから、発給期間の短縮を求める。

#### (4) 蘭における労働査証

労働許可を取得する際、日本人に関しては専門性、大卒、必要性等の記載が要求され、本年8月の蘭側回答によれば5週間程度で取得できるとのことであるが、実際の取得期間は最低3ヶ月を要している。労働許可取得手続きの簡素化及び取得期間の短縮を要望する。

## 2 . 運転免許

### ベルギーにおける国際運転免許証の発行

ベルギーは、ジュネーブ条約とウィーン条約の双方に加盟しているが、ウィーン条約に基づいてのみ国際運転免許証を発行している。我が国はウィーン条約に未加盟であるため、ベルギー在住の邦人が一時帰国する際に、日本国内で運転できない事態が生じている。我が国は、免許証切替時の我が国免許証の即時返却、及び、暫定的措置として簡易交換制度を優先要望として提出しているが、右措置が実現しない段階では、とりあえずの措置として、ベルギーにおいてジュネーブ条約に基づく国際免許証の発行が可能となれば、在留邦人が現在経験している不便は軽減されると考える。ついては、ベルギーにおいて、ジュネーブ条約に基づく国際運転免許証の発行が可能となることを要望する。

### 3 . 商法・商慣行・競争

#### ( 1 ) 西・仏・伊における累損処理 ( 過小資本規制 )

EUにおいて、累積損失が資本金の50%を超えた場合に株主総会を開催して解決を図ることを求める旨の指令(71/91/EEC)が存在し、一部のEU加盟国においては会社解散や減資を選択せざるを得ない場合がある。この指令は、ベンチャー企業等少額資本金で新規事業を始める場合等において事業の障害になる可能性が高い。前回のEU回答では50%という数値の見直しの変更は困難である由だったが、かかる制度が米国や日本に存在しないことを踏まえ、再度検討を求める。

- ・西：前々回の西回答では法改正審議の中で本規制について見直しの可能性がある旨示唆され、その後の動向に関する情報提供を求めていたところ、これに対する回答がなされておらず引き続き西の回答を求める。
- ・仏：仏側より我が国の誤解に基づくものである旨回答があったが、我が国としては、自己資本不足(累損50%超)の際の特別株主総会の開催規定等、一連の規制の緩和を求めるものであり、誤解に基づく要望ではない。
- ・伊：伊においては、累損が資本額の1/3を超過した時点で即刻株主総会を招集しなければならず、且つその翌期においても累損が1/3未満にならない場合は、減資を強制される。これは、EU指令よりも厳しい規制であり、少なくともEU指令レベルへの緩和を求める。

#### ( 2 ) スペインにおける債権・債務制度の不備 ( 商取引法 )

商取引における債権・債務の法的制度が不十分であるため、支払い不履行がごく当たり前の風潮が依然残っており、紛争解決の裁判も長期間を要する。また、支払いの遅延に対する制裁が甘い。例えば、手形の不渡りが日常的に発生しているが、不渡りを繰り返しても、後で支払えば銀行取引停止等にはならない。法改正による債権・債務の商取引法制度の整備・確立及び支払い期日の厳守、支払い遅延に対するコスト負担等のルールの徹底、制度又は銀行による制裁の実施を図るよう引き続き要請する。

また、欧州側回答によれば支払い遅延に関するEU指令が2002年8月に発効予

定とのことであるが、当該指令に基づいて西国内において具体的にいかなる法整備がなされる予定か、情報提供を求める。

### (3) オーストリアにおける商法上の申請手続の簡素化

商法上の申請手続（定款等の変更）において、親会社役員のサイン証明が必要となっている。例えば、決算日等の商業登記簿の法定記載内容を変更する場合、本社の役員が在日オーストリア大使館に赴きサイン証明を取得しなければならず、手続が煩雑である。ついでに、外資系子会社の場合、親会社役員からの委任を受ける形で現地において登記申請手続の大部分が完結できるように手続の簡素化を要望する。

前回回答によれば、商業登記は裁判所が使用するため、不正に改ざんされることのないよう手続を厳しくしている由だったが、サイン証明がなくても本人確認は可能であるので、少なくともサイン証明が不要となるよう制度の改善を望む。

### (4) 独における会社定款変更の際の手続

独においては、有限会社の会社定款変更の際、ドイツ公証人又は在外ドイツ領事官の認証、若しくは日本公証人の認証にアポストイーユ添付のいずれかの方法による必要がある。株主が法人である場合、当該株主企業の代表取締役が資格証明を付して署名を行う必要があり、日本で認証を受ける場合には、その資格証明についてもアポストイーユ添付が求められる。法人株主の場合に、定款変更のたびに代表取締役が公証人の面前での自署とアポストイーユ添付を求められるのは煩雑であり、手続の簡素化を要望する。

## 4 . 基準・認証

### ( 1 ) ヘッドホン・ステレオの音圧規制の統一

現在、仏及び白において、ヘッドホン・ステレオの音圧に対する規制が検討されているが、両国で異なる規制値が導入されようとしている。

欧州委は98年6月の回答において、貿易の障害となる場合でも加盟国は消費者の健康と安全を保護するために必要な規制を行えるとして、仏白両国の規制導入を正当化しようとしている。しかし我が国が問題視しているのは、EU域内で異なる規制基準を導入することによって域内統一市場のメリットが失われることである。2001年8月の回答によれば、白は新たな基準を導入する場合には仏及びEUとの国際的な協調の下に行うこととしており、右姿勢を歓迎する。我が国としては仏及び白で基準を調和させるか、もしくは規制値、試験方法、表示方法に関し、EU全体で統一した基準を定めることを引き続き要望するとともに、仏の立場についても承知したい。

### ( 2 ) 土工機械に対する欧州指令の適用の整合化

(a) 英国のHSE (Health and Safety Executive)は、大型ダンプ等の土工機械の視界確保の補助装置について、他の加盟国では要求されない、機械指令の適合規格を越える明らかに過剰な基準を規定している。我が国としては、土工機械に関する欧州指令に不整合な適用の実態を是正することを引き続き要望する。

なぜ他国が設置を求めている視界確保のための補助装置を必要としているのか依然として不明であり、右理由につき説明を求める。

(b) 新騒音指令の実施に伴い、旧指令95/27/EC下で発行された2002年末まで有効な騒音証明書は期限途中で破棄されることとなる。また、2001年8月のEU側回答によれば、新しく適用される機械についても猶予期間の延長はないとのことであるが、その理由は述べられていない。

我が国は引き続き、騒音証明書が期限内は有効となること、及び、猶予期間が2002年末まで延長されることを要望するとともに、右が認められないことにより企業にかかる負担について、EU側がどのように考えているのか承知したい。

また、2001年8月のEU側回答によれば、新指令が要求する保証値 (Guara

nteed Sound Power Level) の不確定要素 (uncertainties) に関するガイドラインが 2001 年中に公表されるとのことであるが、現状につき承知したい。

### (3) イタリアのテレビ輸入における追加的規制

イタリアにおいては、Ministerial Decree 26/03/1992により、EU域外で生産されたテレビの輸入に際し、域内で流通しているものも含め、CEマークとは別に規格認証を得ることが義務づけられており、右規格認証を得るためには回路図の製品への同梱等が必要とされている。テレビ受像器等の製品に対する技術要件は、EU指令73/23/CEE及びEU指令89/336/CEEで定められており、当該要件を満たしていれば域内市場において原則として自由に流通が認められるべきであるところ、追加的規制の撤廃を要望する。

### (4) 中東欧と欧州の適合性評価協定

中東欧と欧州の適合性評価協定(ECAA or PECA)の早期締結を要望する。また中東欧諸国の中には、欧州指令に加えて別途の国家法令への適用を求める国があり、コストアップ要因となっている。2001年8月のEU側回答によれば、PECAの早期締結は政治的問題であり、欧州委は未だ完全な主権国である加盟候補国と第三国との関係に介入する権限も利益も有さないとのことであるが、近い将来の加盟を前提とすれば、加盟候補国はEU域内と同様の制度をできるだけ早く採用する、或いはPECAに誠実に準拠することが重要である。については、当該協定の締結にあたっては、同地域においても欧州指令がEU諸国と同一の解釈、法体系で構築されるようEUより中東欧諸国に対し働きかけることを引き続き要望する。

### (5) ニューアプローチ指令

いわゆるニューアプローチ指令の下で、調和基準が頻繁に変更され、とくに企業が自己認証方式をとった場合には、頻繁に適合性再評価が必要となっている。技術革新のスピード及び安全性の要求に鑑み、基準の変更はある程度は止むを得ないことと考えるが、企業側に過度の負担となる事態は避けるべきである。本件に関するEU側の考え方を承知したい。



## 5 . 観光

### ( 1 ) 伊及び西における観光ガイドの国籍要件

伊、西のガイド法によると、観光ガイドの資格取得はEU諸国（自国を含む）の国籍者のみに限定されている。EU側は、これらの国のガイド法の国籍要件はGATSに留保していると説明しているが、我が国旅行会社は、日本語を話すことができる案内人に加え、通常日本語を話すことができない現地ガイドを雇う必要があり、無駄な負担を強いられている。

本年のEU側回答の中で、欧州委員会は、本件に関し、ECレベルでの規則が存在しないため、本件を本対話の中で取り上げることは適当ではない旨コメントしているが、本対話は、欧州委員会のみならず、加盟国をも対象としたものであると承知しており、加盟各国または自治体レベルの規制に関する問題についても、当然ながら本件対話の対象となるべきものである。については、欧州委及び関係の加盟国において然るべき対応がなされることを要望する。

(a)本年の西政府回答によれば、観光ガイド規制については、基本的に各自治体に権限が委ねられているが、中央政府より各自治体に対し、日本人観光客受け入れ促進のための法改正を勧告する予定である旨述べられているところ、勧告の具体的内容及びその実施状況について説明を求める。

さらに、前回、当面の要望として、現在は観光客の人数に関係なく強制されているガイドの同行について、9名以下の少人数の団体には適用除外とすることを求めていたが、本年の西回答では、この点に関し何ら言及されておらず、また、我が方要望が受け入れられたとの情報も得ていないため、引き続き本件に関し早急な対応を要望する。

なお、西より、我が国の観光ガイド制度に関し、ガイドを続けるためには毎年資格試験に合格せねばならず、外国人にとって障害となっているとの指摘がなされているが、この指摘は誤りであり、我が国では、一度合格すれば継続的にガイド活動を行うことが可能となっている。

(b)伊については、2000年4月の伊政府回答の中で、1999年8月31日の大統領令により、第三国国民のガイド業務を認める可能性を示された旨説明されているが、現在のところ、まだ日本国民は実際上資格を取得することができない状況が続いている。については、本件のその後の動向につき説明を求める。

また、前回の我が方要望において、ガイドの資格取得手続及び条件を明確に説明する事を要望したところであるが、本年の伊政府からの回答では、この点について何ら言及されていないため、引き続き本件に関する明確な説明を求める。

## (2) 伊における添乗員への現地ツアーリスト・ポリスの過剰捜査の緩和

我が国の海外旅行者は年間1630万人にのぼり、その多くはパック旅行を利用しているが、通常、パック旅行には通訳とは別に添乗員も同行している。伊においては、添乗員が集合時刻や集合場所の確認等の業務を行う際、現地の警察にガイド業務を行っているのではないかと誤解され、警察に連行された上拘束されるなどの過剰な捜査が行われており、添乗員の業務が妨害されている。

本件について、前回の我が方要望の中で、現地警察による過剰な捜査をとりやめるよう改善を要望していたところであるが、本年の伊政府からの回答ではこの点につき何ら言及されていないため、引き続き本件の改善を要望する。

## (3) 伊における添乗員ライセンス制度の改善

伊においては、旅行者の空港/ホテル間の送迎にあたり、ライセンスを保持した添乗員を同行させなければならない規定がある。しかし、伊において添乗業務を行うためには、伊各州が実施する添乗員(クーリエ)試験を受験してライセンスを取得する必要があるが、各州が実施する試験は不定期かつ低頻度であり、また、日本人の受験が認められている州と認められていない州が存在する等、日本人によるライセンス取得が困難な状況にある。

本件については、前回の我が方要望の中で、同試験が定期的実施され、全州において日本人が受験できるようにするか、或いは、空港からホテルまでの送迎行為については、添乗員ライセンス制度の規制対象外とすること、また、上述の要望が達成されるまでの措置として、添乗員ライセンス取得試験の今後の日程(場所、時間)、及び日本人の受験が認められる州と認められない州の一覧表の提出を要望していたが、本年の伊政府からの回答ではこの点につき何ら言及されていないため、引き続き本件の改善を要望する。

#### **(4) 伊における観光バス、ハイヤー等に係わる事業規制の緩和**

伊においては、各州の事業規制により、観光バス、ハイヤー等を保有するためには車両1両毎のライセンスが必要とされているものの、新規のライセンス発行はほとんど行われていない状況にある。

本件については、前回の我が方要望の中で、業界の効率化及び競争促進を通じて観光ツアー料金の低減を図るために、他のEU諸国並に1つのライセンスで全車両あるいは5台程度を保有できるようにすること、及び新規ライセンスの発行を進めることを要望していたが、本年の伊政府からの回答ではこの点につき何ら言及されていないため、引き続き本件の改善を要望する。

#### **(5) 西における観光ガイド料金設定の透明性確保**

西では現地観光ガイドの料金は、各地域にあるガイド協会が一方的に決定しており、旅行会社が交渉を行う余地がないため、前回の我が方要望の中で、ガイド料金設定についての透明性が確保されるよう要望していたところである。

本年の西政府からの回答によると、ガイド料金は、市場経済の原則に基づき、ガイド自身により設定されており、中央政府や自治体が介入することはできない旨の説明がなされているが、実際上は、ガイド協会が独占的に料金を設定し得る状況にあり、一部において料金を一方的に決定しているとの指摘がある。

については、観光ガイド料金設定の透明性を確保するため、明確な基準の提示、関係事業者との協議の場の設置、協議内容の文書による確認などの措置を引き続き要望する。

## 6 . 海運・造船

### ( 1 ) 造船業に対する補助

現在、EUにおいては、韓国の低船価受注に対抗するため、暫定的に船価助成制度を復活させる暫定保護措置の導入が検討されていると承知しているが、我が国は、当該措置の発動が、韓国のみと受注が競合する場合に限り行われると理解しているところ、この点につき確認したい。

### ( 2 ) 独におけるスラッジ1%ルール

独においては、船舶は使用した燃料油量の1%以上のスラッジ（燃料油中に含まれる残さ物（ゴミ））を発生させるという基準のもと、入港する外航船舶に対する立入検査において、スラッジが1%に満たない場合には、スラッジの船外排出の疑いがあるとして罰金を課すルールがある。

本年8月の独政府回答によれば、スラッジ1%ルールは、スラッジの船外排出を発見する最適な方法であり、また、スラッジを1%未満にすることが可能な装置を使用している場合には適用除外を認める等同ルールは柔軟に運用されている旨の説明がなされているが、環境保全に配慮した本船設備、燃料油等の諸条件により、その発生率は異なるため、同ルールには合理性が認められない。

については、同ルールの撤廃を要望するが、早期撤廃が困難な場合には、同ルールの適用除外を認められる装置について、明確な基準の説明を求める。

## **7. 金融サービス**

### **(1) 仏における金融機関の代表者**

仏においては代表者2名のうち少なくとも1名、当該国言語に堪能であることが求められる。右規制は柔軟な人事政策の妨げとなるので、語学要件の緩和を要望する。前回回答では、支店長が仏語に堪能でなければ当局宛書類提出などを含む経営上の責務を果たすことができない、としているが、かかるコンプライアンスの確保は企業組織全体としてなされるものであって、必ずしも支店長個人の当該国語能力に依存するものではないと考える。類似の規制を課していた独も先般、同様の語学要件を緩和していることに加え、我が国においてもかかる要件は課していないとの相互性の観点からも、引き続き要望する。

### **(2) 独における支店長資格の緩和**

独においては銀行法上、支店長（商法上の支配人）資格を取得するために「融資決定判断を行う立場に3年以上あること」とあり、さらに銀行監督庁による運用基準として「そのうち1年以上は独にて経験を有すること」という条件が課されている。右規制により拠点長/拠点代表などの人事の柔軟性が確保できず、更に拠点代表であるにも関わらず資格取得までの間対外的な書類に署名できない等、多大な障害がある。「独において融資決定判断を行う立場を1年以上経験する」との運用基準の撤廃、若しくは少なくとも「EU域内における融資決定判断を行う立場を1年以上経験」との基準に緩和を要望する（EU域外他国銀行のケースで、「EU圏での経験」が認められた例があると承知）。

### **(3) 欧州中央銀行（ECB）に対するミニマム・リザーブ（最低準備金）の算出**

現在、ミニマム・リザーブの算出根拠となるリザーブベースの内、ユーロシステム加入国からの資金調達も全額控除されているが、英国からの調達は控除対象外である。しかし、英国は欧州銀行間市場の中心であり、資金調達額も多いので、英国からの資金調達も控除対象とするよう要望する。

#### **(4) 奥のクレジットカード業務への新規参入**

オーストリアにおいては、クレジットカード業務に新規参入する場合銀行免許の取得が義務づけられており、しかも取得のための基本的条件が厳しすぎる(資本金7000万シリング以上)。他国には見られない規制であり、過度に国内業者を保護していると考えられるので、右規制の撤廃を要望する。

#### **(5) EU域外の外銀在独支店に対する本店単体及び連結決算の官報公示義務**

EU域外の外国銀行在独支店は、独・商法及び銀行法の規定に基づき、本店単体及び連結決算の独・官報公告が義務づけられている。本決算は独・会計基準又はそれに準ずるものとされているが、本店単体決算を当該基準にて行っている外銀は恐らく存在せず、本規定のためのみに別途決算を行う必要が生ずる。これは、域外銀行に対する差別的措置であり、早期の是正を要望する。

## 8 . 自動車

### 世界的技術規則の策定に関する優先順位の早期決定

現在、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/TRANS/WP.29）においては、グローバル協定（the 1998 Global Agreement）に基づく世界的技術規則（Global Technical Regulations）の策定に向けて、策定規則の優先順位を審議することが予定されている。我が国は、EUが、本件に対する方針を早急に決定し、積極的に審議に参加することを要望する。

## 9 . 雇用

### ( 1 ) ルクセンブルクにおける雇用の問題

#### ( a ) ルクセンブルグにおける法定有給休暇日数の削減

ルクセンブルグでは企業側の給与負担を伴う有給休暇は国内法令及び銀行労使協定で44日と定められており、病欠の場合にも3ヶ月までは給与の100%支給を保証しなければならない。在ルクセンブルグ日系企業には小規模金融機関が多く、また従業員の総数も限定されていることから、本休暇制度の下では人繰りが極めて厳しい状況にある。99年4月の回答及び2000年4月の回答では、ルクセンブルグは同法は基本政策として変更することはないとのことであったが、本法が日本企業の業務運営に実際に不利益をもたらしており、ビジネス環境上のネガティブ要因となっていることを引き続き指摘したい。

#### ( b ) ルクセンブルグにおける解雇制度の弾力的な運用

同国労働法により、一旦正式採用した従業員を企業側の事情により解雇することは極めて難しい状況になっている。一般的な傾向として、優秀な従業員はより高い処遇を求めて相対的に短期間で退職する一方、能力の低い従業員は自ら退職することなく企業に残留している。企業の競争力を維持する観点からは良質な労働力を確保することは重要課題の一つであり、99年4月及び2000年4月の回答ではルクセンブルグは同法を変更することはないとのことであったが、現行制度の下ではフレキシブルな雇用を実施することは困難であり、本法が日本企業の業務運営に実際に不利益をもたらしており、ビジネス環境上のネガティブ要因となっていることを引き続き指摘したい。

### ( 2 ) 西における雇用の問題

#### ( a ) 西における年間超過勤務時間

残業・休日に関する規制緩和要求に関し、これまでの回答では「『超過勤務はそれが生じてから4ヶ月以内に休暇を入れることによって代償される』規定があ



るのでよりフレキシブルに運用されうる」と主張するとともに、年間ベースで週平均40時間とするように、勤務日の配分をずらすことは可能であるとの規定を援用し、増産体制に対応しうると主張しているが、いずれにせよ年間超過勤務時間の総枠80時間は固定されており、これを超える場合には必ず労働者に休暇を与える必要が生じる。このような規制が存在し続けると、企業として大幅な増産、販売の拡大に機敏に対応することは困難である。ついては、年間超過勤務時間の総枠80時間の引き上げを可能とするような弾力規定を新規に設けることを引き続き要望する。

### **(b) 西における解雇保証金**

解雇補償金額の引き下げに関し、98年6月の西側回答では「新法令により解雇補償金の金額は33日×勤続年数に引下げられた」としており、また2001年8月の回答では、現在97年の改革により引き下げられた解雇補償金の適用範囲を、30歳以下や45歳以上の雇用者等にも適用するなどの改革が検討が進んでいるとしているが、依然として低い解雇補償金が適用される範囲は限定されており、またこれが新規雇用契約のみにしか適用されず、従来雇用契約を結んでいる従業員には適用されないなど、多くの場合企業が高額な雇用補償金を支払う必要があるため、引き続き解雇補償金の引き下げを要望する。

### **(3) 伊における雇用問題**

#### **(a) 伊における短期雇用制度の改善**

テンポラリースタッフの契約延長に関し、2000年4月の回答では、1年以上の契約延長も場合によっては可能であり、また、よりフレキシブルな短期雇用制度につき議論は引き続き行われているとのことであるが、2001年8月の回答では伊より回答が得られていないところ、引き続き現在の検討状況及び今後の取組みについて説明を求める。

#### **(b) 伊における労働争議の調停機関の設置**

労働争議が発生した場合、調停者、調停機関が定まっておらず、企業、業種、争議の性質や組合側との関係等によって、国や州の政治家や公共機関のいずれか

がこれにあたっているのが現状である。かかる状況の下では、適当な調停者を選定するだけでも相当な時間を要し、企業経営にマイナスの影響をもたらすことになる。2000年4月の回答により、調停手続きのサポートを行う機関「the Commissione di garanzia」の存在は認識した。しかし、右機関の権限は、不可欠公共サービス（電気・ガス・水道・交通の事業者及びガソリンスタンド等）の部門に限られるため、通常、日本企業の争議調整には関与しないものと見られる。

2001年8月の回答では、伊より回答が得られていないところ、争議をより迅速に処理するためにも、専門の調停機関を設け、争議の際には時間の効率的かつ迅速な調停を可能とする枠組みの創設を引き続き要望する。

### **（c）伊における残業時間制限**

従業員の残業については、銀行業協会の労働協約により年間150時間以内との制限があるが、必要な場面においても残業をさせることができず、業務上支障をきたしている。2000年4月の回答では民間団体の協約に関するものであるため、規制改革対話において取り上げられないとあるが、伊政府が、厳しすぎる残業時間の制限につき、銀行業協会と何らかの協議を持つことを引き続き要望する。

## **（4）ベルギーの雇用の問題**

### **（a）ベルギーの給与制度**

ベルギーにおいては、法律により個々の従業員の給与を引き下げることができない給与制度が義務づけられており、また賃上げ率の上限が決められているものの、毎年政府から、全従業員に対する定率の最低賃上げが義務づけられている。

2000年4月の回答は、法制による最低賃上げ義務の説明としては不十分であり、個人レベルの賃金決定を個々の企業の意思決定に委ねられるよう引き続き要望する。

### **（b）ベルギーの労働時間制度**

現在、ベルギーにおいては年間で、所定内労働時間を超過することが法的に制限されており、また超過時間は代休で消化させる義務があるため、業務量の変動

を残業で吸収することが出来ず、雇用で調整せざるを得ない。しかし、雇用を増やすと業務量減少時に余剰人員を抱え込むことになる。所定内労働時間に関する制限が、業務量の変動に対する迅速な対応の障害となっているため、所定内労働時間の拡大を要望する。

また、2000年1月より週勤務時間が1時間短縮（年間有給休暇6日増）される等、勤務時間が短縮される傾向にあるが、これ以上の勤務時間短縮（有給増）は投資活動上の障害となる可能性があることを引き続き指摘する。

### （c）ベルギーの解雇制度

能力不足による解雇は、会社都合による解雇と見なされ、3ヶ月以上の解雇予告期間が法的に必要とされている。ところが実際には、クレイスフォーミュラという慣行にて勤続年数、年収に応じて、場合によっては1年を超える予告期間もしくはその期間の賃金相当の解雇金支払いが必要となっている。2001年8月の回答では、白より回答が得られていないところ、引き続き法律でない慣行が優先する不透明性の解消と、予告期間の上限を半年とすることを要望する。

### （d）ベルギーにおける労働組合関係法令

法定の労使協議会により経営者側は、財務、事業業績等に関する情報提供を月例、四半期、年次で義務づけられている。年次報告については、原価計算方法、市場での位置づけ、リサーチ活動の内容といった項目まで、多数規定されており、日本側企業にとって負担が大きい。2001年8月の回答では白から回答が得られていないところ、決算情報、労働条件、従業員の雇用に影響する重要な組織変更のみに提供義務づけ項目を簡素化するとともに、会合頻度も各社の裁量に委ねられることを引き続き要望する。

### （5）デンマークの人事に関する規制

デンマークでは理事会メンバー（members of the board of directors）については少なくとも半数、執行役員（members of the management board）については全員がデンマークに居住することになっている。親会社が国際的な事業展開をしている場合、その在デンマーク子会社は右について例外を受ける可能性があるが、その基準及び例外の内容については明らかにされておらず、登記時に決定

される。このような規制は、人事面で子会社管理の自由度を妨げており、規制の緩和を要望する。

また、2001年8月の回答によれば、デンマークは、本件を含め会社法の内容を検証しているとのことであるが、今後のスケジュールと日本からの要望がこの作業にどのように考慮されるか説明を求める。

## 10. 貿易・関税

### (1) 日本人駐在員が西へ引越を行う際の通関手続き簡素化

日本人駐在員が西へ引越を行う際、引越貨物を通関させるために日本の市町村が発行した「転出証明書（英訳）」が必要とされている。しかしながら、同時に西国内の居住ビザ（又はその発給申請書）も必要とされているため、「転出証明書」を提示する必要はないと考えられる。2000年4月の欧州委回答によると必要書類に転出証明書は列挙されていないが、西の付加価値税に関する勅令1624/1992によると、転出証明書が必要とされている。については転出証明書の提示を廃止するよう要望する。

また、引越荷物の通関に当たり西税関に対して居住許可証を提示することが求められ、居住許可証未発行の場合は担保金又は現地銀行の信用保証状を西経済省C AJA GENERAL DE DEPOSITOへ納入し、その納入書を税関に持参することが求められるが、かかる担保金を不要とする、あるいは駐在員が所属する現地会社による保証状で足りることとする等手続きの簡素化を求める。

### (2) DETA X制度の改善

現在、免税手続きは欧州最終出発地にて行うよう規定されているが、最終出発地での手続きに時間がかかり、乗り継ぎ時間が短い場合には免税手続きができない事態が発生している。2001年8月のEU側回答によれば、免税手続きは必ずしも乗り継ぎ空港で行う必要はなく、手続きは場合により異なるとのことであるが、具体的に如何なる場合に如何なる手続きが可能であるかにつき承知したい。

### (3) 複写機用トナーの関税

EUにおいては、複写機用トナーパウダーに関し、カートリッジの形態であれば無関税とし、トナー薬品についても申請が認められれば関税が免除される措置が、域内情報技術分野の振興策の一つとして設けられている。しかしながら、関税の無税化申請は受理期間が1年から1年半と長く、また欧州に競合相手がいな

いという申請条件を証明することが難しいため、事実上適用は困難である。についてはE Uの域内産業振興の観点からも、関税無税化のための申請処理期間の短縮及び証明の簡素化を要望する。

## 1 1 . 情報・知的所有権

### ( 1 ) 独の著作権法 ( 優先要望より補足要望に変更になったもの )

独の著作権法では、基本的に私的複製は著作権法の例外として合法化されているが、その対価として、「機器」(第54条、第54条a)及び「画像及び音を伝達する媒体」(第54条a)について補償金が賦課されることになっている。我が方前回指摘に対する独側説明では、同条項に従い、パソコン及び周辺機器についても、2001年1月1日より、CPUにつき30ユーロの補償金が賦課される、「CDライター」につき12マルクの補償金が賦課されるが、コピー防止機能付「CDライター」については、補償金支払いの対象外となることにつきHewlett-Packard社と暫定合意に達したとされている。

パソコンは、著作権に関する対価支払いが必要となる「機械」及び「画像及び音を伝達する媒体」に含まれるとドイツ側は主張しているが、我が方としては、複写及び記録専用機とは位置付けられないパソコンに補償金を賦課することは不合理であると考えているところ、本制度の改善を要望する。

なお、Hewlett-Packard社と著作権協会との暫定合意につき、最終結果が明らかになり次第速やかに情報提供願いたい。また、右合意が他の企業に与える効果について説明願いたい。

### ( 2 ) 伊における特許登録制度

特許庁における特許・登録料の納付に関する確認が迅速に行われないため、特許権のステータスを把握するのに時間がかかり、特許権実施についてビジネス・チャンスを逸することがある。2000年4月の欧州委回答によると、2001年より新システムが稼働するとのことであったが、本年8月の欧州委回答では、何らの言及もないところ、現状につき情報を要望する。

### ( 3 ) マドリッド協定議定書への加盟

2001年2月、「マドリッド協定議定書修正実施規則」が閣僚理事会において採択されたことを歓迎するとともに、EUのマドリッド協定議定書への早期加盟が実現することを要望する。

## 12. 医薬品

### (1) 包装表示の規制の緩和

欧州医薬品庁（EMA）は、能書や外箱の表示に示すことができる会社名を極端に規制しており、基本的に許可取得者以外の会社の表示を認めていない。唯一の例外は、中央審査方式で許可を取得した場合にLocal Representative の記載が認められることだけである。従って、欧州にて共同販売を行っても、ラベルや外装の箱に共同販売会社の表示ができないため、表示上は共同販売であることが全くわからないということになっている。このような規制は、日本、米国いずれにもなく、日米では販売提携先、提携先、輸入元など虚偽にならない限りさまざまな表示が可能である。包装表示の規制の緩和を要望する。

### (2) J P 基準に拠る試験データの受入れ

我が国企業が受入試験のための試験を実施するに当たっては、J P 基準（J P（日本薬局方）に収載されている試薬・試験法・化合物のモノグラフに係る基準）に拠る場合が多い。しかし、EUにおいては、J P 基準に拠って得られた試験データに加え、さらにE P（欧州薬局方）基準あるいはU S P（米国薬局方）基準に拠った試験データを要求されることが増加しており、業務に支障が生じている。我が方は医薬品原料/製品の輸出入実務において、J P 基準に拠った試験により得られたデータをE P 基準あるいはU S P 基準に拠って得られたものと同等に取り扱うことを要望する。

### (3) C T D 実施にあたっての製剤・添加剤・包装のDMF 受入れ

C T D が実現間近であるが、品質に関する部分（Module 2のOver-All Summary とModule3）については、欧米間でDMF 制度が異なるため、申請者と製剤・添加剤・包装担当者が異なる場合に、それらが管理すべき資料が欧米間で異なってしまう。我が方は原薬DMF のみならず、製剤・添加剤・包装のDMF を受け入れる制度を確立することを求める。



#### **(4) プラセボ(偽薬)を用いる比較臨床試験を求めるケースの明確化**

我が方はどのような場合にプラセボを用いる比較試験を実施すべきかについて、法令(Council Directive75/318/EEC)の規定と、審査側(EMEA/CPMP)による実際の指導との間で整合性を確保することを求める。最新のヘルシンキ宣言の規定を勘案し、プラセボを用いる比較試験は、治療法が確立していない領域に係るケースにおいてのみ行い、その他のケースでは陽性対象薬を用いることが望ましいことを明確に規定すべきである。

#### **(5) 独に治験薬を持ち込む際のGMP証明書要件の廃止**

独に治験薬を持ち込む際にはGMP証明書が要求されるところ、米国等に輸出する際には不要であり、我が方は本規制を廃止することを求める。

## 13. 電気通信

### テレコム・パッケージ（電気通信関連の新指令案）

欧州委員会は、2000年7月に電気通信に関する既存の規制の枠組を簡素化及び明確化する観点から、新たな電気通信のパッケージを策定すべく、いくつかの新指令案、規則案及び決定案を公表した。

我が方は、我が国の事業者がEU域内市場において公正な競争が行われるよう、EUがその市場環境を整備することを要望しており、これら一連の新たなパッケージの内容について、以下に挙げる点を求める。

#### (a) ローカルループのアンバンドル規則

##### 附則D1

「サービスや設備の提供要求への回答の所要期間」に関し、当該期間が最長期間か標準的期間かを明らかにし、競争事業者が要求から実際の接続開始までの所要期間が分かるよう、R I Oには、実際に接続を開始するまでの所要期間についても含まれるようにされたい。また、当該所要期間が合理的なものであることを確保されたい。

#### (b) 枠組み指令案

##### 第10条

既に他の公益事業者が線路敷設権を付与されている土地や電柱等に別の公益事業者が線路敷設権を設置している場合で競争事業者がその上に線路敷設権を要求する場合にも透明かつ無差別な条件が適用されるようにされたい。

##### 第11条2及び3

我が国では、第一種指定電気通信設備を有する事業者にはコロケーションを義務付けている。指令案では、コロケーションを当事者間の商業ベースの協定であるとし、規制庁はコロケーションの義務付けを行うことが「できる（may）」としているが、他方、相互接続指令案第12条1（e）においては、規制庁はSMPを有する事業者に対し、コロケーションの提供義務を課すことができるとしており、少なくとも当該事業者には義務付けを行うべきである。

##### 第13条2

1. 「競争事業者、顧客、消費者から独立して活動していると評価しうる程度の影響力」(affording it the power to behave to an appreciable extent independently of competitors, customers and ultimately consumers)とあるが、規制庁の裁量の幅が大きいものとならないよう、より明確な基準を設けるべきである。

2. 上記影響力を有する事業者がSMPを有すると「見なされる」(shall be deemed)とあるが、事業者がこのような影響力を有しているから見なされる場合であっても、SMPを有しないと認定される場合があるのであれば条文上明確化されたい。

3. 複数の事業者が「市場分析及びSMPの判定に関するガイドライン案」パラグラフ86に見られる”collective dominance”を有するかどうかを判断する際、その判断基準をより明確化されたい。例えば、各々の事業者のシェア(同パラグラフ注88)及びその合計シェアについては数字を明確化すべきである。

#### 第14条 4

指令案によれば、「市場が十分に競争的である」と規制当局が判断する場合には、規制をしてはならないとのことであるが、「市場が十分に競争的である」(effectively competitive)かどうかについて、EUレベルで明確な判断基準を設けられたい。

#### 第16条 1

加盟国は、規制庁が欧州委員会からの「勧告」に従わない場合にはその理由を公表しなければならないとされているが、公表後の欧州委員会の措置について明確にされたい。

#### 第17条 1

規制庁が2ヶ月以内に紛争処理を確実に実行できるようその実効性を担保されたい。

### (c) 認可指令案

#### 第12条 1 (a)

1. 指令案によれば、事業者に課される行政上の料金(Administrative Charges)で賄われる行政費用の対象は指令で規定されている。そもそもEU加盟各国の規制庁の運営経費は一般財源(税収)で賄われているのか、それとも免許料等の特別収入で賄われているのか、仮に運営経費のうち、人件費等の固定費の相当部分が一般財源で賄われているのであれば、免許(一般認可)と使用権付与の「実

施」のみならず「管理」及び「監督」まで免許料等の特別収入で賄う行政費用の対象とするのは広すぎるものであり、対象を「実施」に限定すべきである。これによって、各国による免許料の大きな差異が解消し、EU統一市場の実現が促進されると考える。

2. 仮に「行政上の料金」の対象に免許（一般認可）並びに使用権付与の「実施」、「管理」及び「監督」を含めるのであれば、それらが実際にコストベースであること及び、それぞれのコスト算定の透明性を確保されたい。

### 第13条

指令案によれば、加盟国は、電気通信番号の利用権及び線路敷設権に関して規制庁が手数料を課すことを許容できるが、これらの手数料が、事業展開において過重な負担にならないよう確保されたい。因みにECが約束しているGATS第6条4(b)においても、免許基準は「サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと」(not more burdensome than necessary to ensure the quality of the service)とされている。

### (d) 相互接続指令案

#### 第9条2

RIOには、「市場ニーズに従った」(according to market needs)要素を含めることとされている。他方、ローカルループのアンバンドリング規則や本指令案では、接続開始に要する期間をRIOに記載すべきか否かが明らかでないが、接続開始に要する期間は新規参入者のビジネスニーズであり、「市場ニーズに従った要素」としてRIOへの記載を義務付けるべきである。同条項の末尾に”and delivery times necessary for interconnection”を追加し、接続に要する期間をRIOに記載すべき旨を明示的に規定されたい。

### (e) ユニバーサルサービス指令案

#### 第3条1

「本章で規定されるサービス」とあるが、具体的にはどのサービスを指すのかユニバーサルサービスの対象を明確化されたい。第2章では例えば、固定電話、インターネットアクセスのためのファックス、データ通信、公衆電話、緊急電話、障害者用の電話などの用語が出てくるがこれらのうちどれが「本章で規定されるサービス」に該当するのか明確でない。

#### 第8条1

指令案では、加盟国がユニバーサルサービスの提供を行う事業者を指定することができるかとされているが、指定の明確な基準をEUレベルで規定すべきである。そうでなければ、EU加盟各国の基準の調和がとれない。

#### 第12条 1

規制庁は必要な場合には、ユニバーサルサービス提供義務が不公正な負担かどうか評価でき (may)、そのためにコスト計算又は客観的で透明な割当メカニズムを使用することができる (may) としているが、ECが約束しているWTO参照文書3によれば、「当該加盟国が定める内容のユニバーサルサービスを確保するために必要である以上に大きな負担にならないことを条件とする」としており、そもそも、ユニバーサルサービス義務が不公正な負担となっているかどうかは評価しなければならない (shall) のであり、義務化を行うべきである。

#### 第13条 1 (b) 及び 2

ユニバーサルサービスの提供義務にかかるコストをシェアする場合には、どの事業者がどのような割合で負担するのかについて、指令案では、そのメカニズムを各国が整備しなければならないとされているが、負担の割合の基準については、EUレベルで規定すべきである。

#### 附則 4 ( )

ここでいう "at a loss" 及び "cost conditions" の計算方法について明確化されたい。例えば、LRICのような計算方法を用いるのか。そうであれば、それを明確化すべきである。

## 14.建設

### オフロード用内燃機関の排出ガス規制

現在、EU加盟国においては、オフロード用内燃機関の排出ガス規制（EU指令97/68/EC）に基づき、建設機械のエンジンから排出される排出ガスについて、出力レンジごとに基準値が設定されており、その基準値をクリアしたエンジンに対し認証が与えられていると承知している。

一方、我が国においても、出力レンジの分類及び各レンジごとの基準値ともEUのものと同じであるにもかかわらず、我が国で認証を受けたエンジンをEU加盟国に輸出した場合に、再度、同様の検査を受けることが義務付けられており、メーカーにとって重複作業や受検に係るコストが大きな負担となっている。については、我が国で認証を受けたエンジンに関し、EUでの検査が免除されるよう同指令の改正を要望する。

## **(注) 税制**

### **総論：税制調和**

EU各国における税制調和 (tax co-ordination) の中長期的見通しの確立を望む。ユーロ導入後、価格のハーモナイゼーションが徐々に進んでいるが、VATを始めとする税制の調和が進まないと、メーカーが一方向的に価格引き下げ圧力を受けることになりかねない。また、真の意味での単一市場の完成という観点からも、税法上の定義規定や課税ベースの統一的解釈の実現を含め、税制調和 (tax co-ordination) の確実な進捗は不可欠と考える。

### **(1) ベネルクス三国の資本税の廃止**

ペネルクス三国は会社設立や増資の際、資本税を課しており、投資の障害になっている。企業が投資しやすくなるよう、この制度は廃止すべきである。前回のEU側説明では、税率が1%未満であればEU指令に適合しているとのことだったが、インフラの整備度や英語が使用可能である等、ベネルクス三国のビジネス環境は良好と認識しており、右税制の廃止により更に投資先としての魅力が増すとの考えから引き続き要望する。

### **(2) 葡における配当支払い時の贈与税**

ポルトガル国外の株主 (含む親会社) への配当支払いの際に、5%の贈与税 (SGIT) が追加で課税されていた。これはEU指令違反である (欧州司法裁判所の判決も出ている) ことを葡税務当局も認めていた由であるが、我が国企業からは右制度の不都合を指摘する意見が依然存在するところ、右税制廃止の具体的スケジュール等につき情報提供願いたい。

### **(3) 連結納税制度の改善**

現在、EU域内において連結納税制度、合算納税制度を巡る統一的指令等はなく、又そのための検討もなされていないと承知しているが、EU域外に本社を持つ企業もEU加盟国内で重層的なグループ企業を構成する例も少なくないことに

鑑みれば、統一的指針づくりを進める必要があると考えられ、欧州委としての取り組みが今後行われていくことを期待したい。

#### ( a ) ポルトガル

現在の納税制度では、単一の主体として取扱われるグループ会社の範囲の規定が、連結納税制度上のグループ会社と会計上連結対象のグループ会社とで異なる。

具体的には、株式の60%以上を取得している子会社は会計上連結対象となるものの、連結納税制度上グループ会社とみなされるのは90%以上取得している子会社に限られる。

また、グループ会社内に1社でも90%を下回る子会社があった場合には全て対象から除外され、連結納税のメリットを享受出来ない。

連結納税対象範囲を会計上の連結対象と同等の範囲（株式60%以上保有の子会社）に統一されることを希望する。

#### ( b ) 白

ベルギーには連結納税制度、合算納税制度（英国と同様の制度。親会社が外国企業でも国内オペレーションの損益を通算できる）が存在しないため、早急な制度整備を要望する。

#### ( c ) 仏

仏には連結納税制度は存在するが、英国と同様の合算納税制度が存在しない。制度整備の検討を要望する。

#### ( 4 ) 独における日本人派遣社員の給与の損金算入

独においては、日本の親会社から現地法人に出向中の日本人駐在員に対する給与の一部に（ローカルスタッフの給与を超える部分）ついて、独税務当局より、親会社への「隠れた配当」と見なされた上、法人税額計算上、損金算入否認されたケースが見受けられる。

単に日本人駐在員の給与が現地職員より高いという理由により損金算入を否認することは不相当であり、本措置の具体的な判断基準の説明を求める。



## ( 5 ) 仏における過小資本税制度

仏において、親会社100%出資の子会社が親会社から借り入れを行う場合、資本金の1.5倍を超える借入についての利息は損金算入できない。仏国内におけるオペレーションが比較的小規模の場合には右税制回避のための増資を行うことは非現実的であり、本制度の弾力的運用もしくは抜本的改正を要望する。独にも同様の制度が存在しており、改善を求める。

## ( 6 ) 各国税制に関する情報提供

EU各国において予定される税制改革につき、各国毎の方向性とタイムテーブルを十分な時間的余裕を持って情報提供されることは、既存の日系企業はもとより、EUへの新規企業進出等においても有益と考えられるので、時宜を得た情報提供を要望する。

## ( 7 ) 仏における外銀支店への自己資本不足を理由とした課税

仏において税務当局が外銀支店に対し、支店の擬制資本金をベースに算出した自己資本比率が銀行全体の自己資本比率より低い(外銀パリ支店の「擬制資本金/総資産」の割合が当該銀行の連結ベースBIS基準自己資本比率を下回る)場合、自己資本不足分に当たる額の運用益(見なし利息)に課税されるとの取り扱いがなされている。税務当局が金融機関の自己資本比率に基準を設けることは世界的にも例がなく、また、仮にみなし資本税制を適用するとしても、元来連結ベースBIS自己資本比率は金融機関の健全性保持のための基準であり、かつ既に別途擬制資本金が規定されているにもかかわらず、これを課税ベースとして用いることは著しく合理性を欠くとともに世界的に例がみられないので、改善を要望する。更に、これは一般企業現地法人の取り扱い(一定の母社等借入に係わる利子のみ損金不参入)に比べても著しく不当である。また、我が国は外銀の支店に対してみなし資本課税を適用しておらず、公平性の観点からも当該規制の改善が適当である。